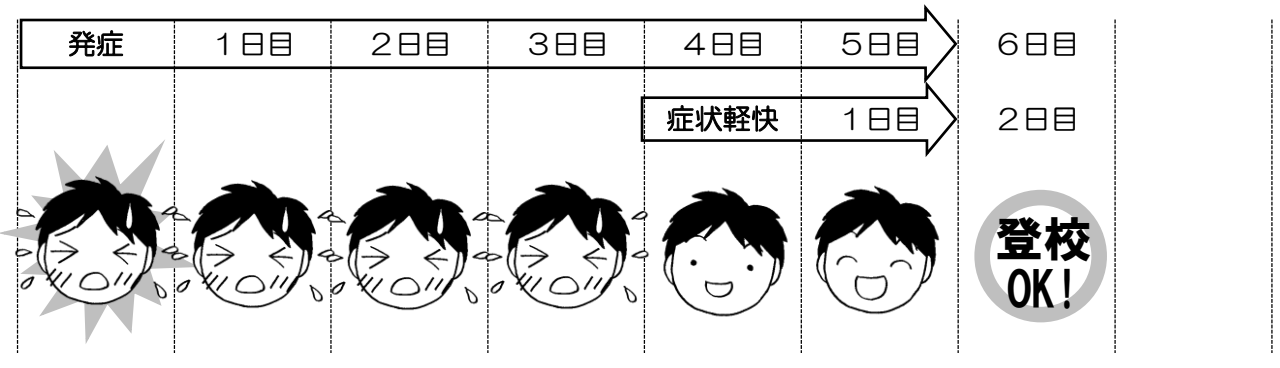


# 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

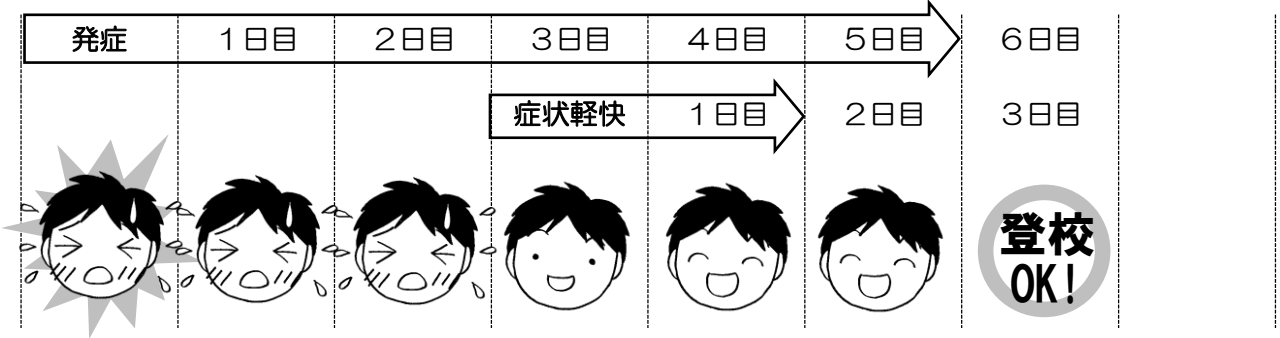
★新型コロナウイルス感染症発症後、下記の二つの条件を両方満たさないと登校はできません。

- ・ **発症した後、5日が経過していること**  
※発症とは発熱など症状が現れたことを指し、発症日を0日目として翌日を発症1日目と考えます。
- ・ **症状が軽快した後、1日が経過していること**  
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

## 例1：この場合は、発症後6日目に登校できます！



## 例2：この場合、症状が軽快して1日経過しても、発症後5日が経過していないので登校できません。発症後6日目に登校できます。



## 例3：この場合、発症後5日が経過していても、症状が軽快して1日が経過していないので登校できません。発症後7日目に登校できます。

